

# 船員法の改正について

## 国際条約の改正

### ILO (MLC条約)

MALITIME  
LABOUR  
CONVENTION,  
2006

○海上労働証書の検査項目の追加(2017年1月発効。我が国は改正条約の受諾延期)  
国際航海に従事する一定の船舶に備置きが義務づけられている海上労働証書の検査の項目に船員の「送還」及び「勤務中の傷病、死亡等」に係る金銭上の保証の2項目が追加される。

○海上労働証書の有効期間の見直し(2019年1月発効予定)  
海上労働証書の有効期間は5年間と定められているが、有効期間が満了する日までに国際航海中である等の理由により新証書を船内に備え置けない場合には、既存の証書の有効期間を5箇月を超えない期間延長可能となる。

### IMO (STCW条約)

INTERNATIONAL  
CONVENTION  
ON STANDARDS  
OF TRAINING,  
CERTIFICATION  
AND WATCHKEEPING  
FOR SEAFARERS,  
1978

○天然ガス燃料船に乗り組む船員に必要な資格の新設(2017年1月発効。対象日本船舶の導入に備えるため、今後早期にモデル訓練コースを創設予定)  
天然ガス燃料船に乗り組む船員の資格要件が新たに追加され、同船舶に乗り組む一定の船員については、資格証明書の所持が必要となる。

○極海を航行する船舶に乗り組む船員に必要な資格の新設(2018年7月発効予定)  
極海を航行する船舶に乗り組む船員の資格要件が新たに追加され、同船舶に乗り組む一定の船員については、資格証明書の所持が必要となる。

改正条約の受諾に伴い、**船員法改正**による国内法化

## 船員法の一部改正

### (1) MLC条約(2006年の海上の労働に関する条約)関係

- ① 船員の「送還」及び「勤務中の傷病、死亡等」に係る金銭上の保証に関する検査項目の追加措置等
- ② 海上労働証書の有効期間満了時に一定条件を満たしている場合における有効期間の延長措置

### (2) STCW条約(1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約)関係

- ① 天然ガス燃料船に乗り組む船員に必要な資格の新設
- ② 極海を航行する船舶に乗り組む船員に必要な資格の新設

# MLC条約等の改正に伴う国内法化勉強会の概要

## 勉強会の目的

MLC条約及びSTCW条約の改正に伴い、公労使の実務担当者において、主要論点に基づき国内法化作業の方向性を整理し、理解を共有する。

## 経緯

- ・ MLC条約及びSTCW条約の改正を受け、海事局船員政策課を事務局として第1回勉強会を平成28年7月に開催。
- ・ 合計2回開催し、平成28年9月にとりまとめを行い、閉会。

## 委員

座長 明治大学法科大学院  
野川 忍 教授

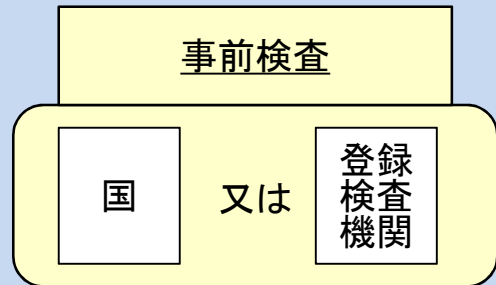
使用者委員  
日本船主協会  
日本内航海運組合総連合会  
日本外航客船協会  
日本旅客船協会  
大日本水産会

労働者委員  
全日本海員組合

国土交通省  
海事局船員政策課、海技・振興課

水産庁  
漁政部企画課

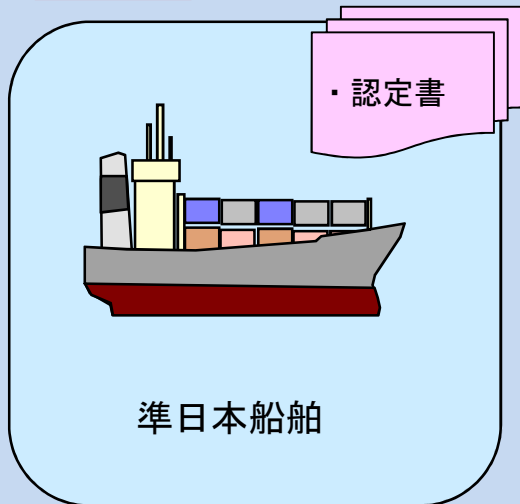
# 臨時海上労働証書の発給に係る特例について



① 準日本船舶の認定申請時、事前に  
一部検査を行う



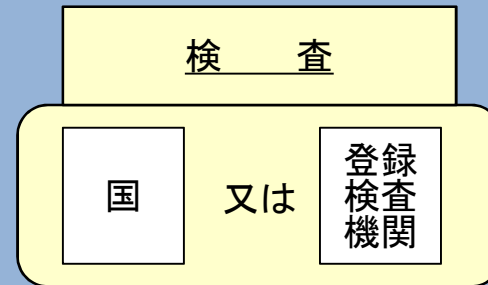
② 海上運送法に基づく認定証に記載  
内容を記載



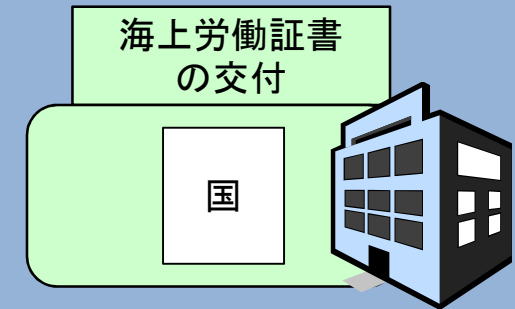
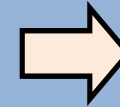
フラッグバック  
の届出



③ 認定証に記載された  
内容に変更がない場合、  
事前検査項目は適合し  
ているものとみなす



適合



④ 事前検査項目以外の検査項目について、  
原則、①の事前検査時と同一の機関で受検

